

(別添2) 契約標準例

土地賃貸借〔使用貸借〕契約書

〇〇市が設置する市民農園〇〇市民農園に係る土地について、土地所有者△△△△を甲とし、市民農園開設者〇〇市を乙として、甲と乙とは、次のとおり賃貸借契約〔使用貸借契約〕を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(賃貸借〔使用貸借〕物件及び使用目的)

第2条 甲は、その所有する次の土地(以下「当該土地」という。)を乙に賃貸〔無償で貸与〕するものとする。

(1) 所在地

(2) 地目

(3) 地積

2 乙は、当該土地を市民農園〇〇市民農園の用地として使用するものとする。

(契約期間)

第3条 当該土地の賃貸借〔使用貸借〕の期間は、平成〇年〇月〇日から平成△年△月△日までの20年間とする。ただし、当該期間の満了の〇ヶ月前までに甲から乙に対し契約の更新をしない旨の申出をしなかった場合には、引き続き同一条件で更新されるものとする。

(更新拒絶の要件)

第4条 前条の申出は、甲が土地の使用を必要とする事情その他正当な事由があると認められる場合でなければすることができない。

(賃借料)

第5条 当該土地の賃借料は年額〇〇〇円とする。〔使用貸借の場合は、不要。〕

(当該土地の引渡し)

第6条 当該土地の引渡しは、本契約締結後すみやかに、甲乙立会いのうえ行うものとする。

(善管注意義務)

第7条 乙は、善良なる管理者の注意をもって当該土地の管理をしなければならない。

(権利譲渡の禁止等)

第8条 甲は、乙の承諾なしに新たな権利の設定又は本契約に基づく乙の権利を阻害する行為をしてはならない。

2 乙は、本契約に基づく権利を譲渡し、又は当該土地を転貸してはならない。

(当該土地の返還)

第9条 甲は、契約期間中においては、正当な事由がない限り、乙に当該土地の返還を求めることができないものとする。

2 乙は、契約期間が満了し、契約の更新がなされなかったとき又は本契約の解除が行われたときはすみやかに当該土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。

(契約の費用)

第10条 本契約に必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第11条 本契約について疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

年 月 日

甲 住所 _____
氏名 △△△△ _____ 印

乙 住所 _____
氏名 ○○市 代表者 ○○市長 _____ 印